

【参考】企業会計基準適用指針第14号（平成24年6月改正）からの改正点

平成26年5月16日

### 企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正平成24年6月29日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第14号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成19年 3月14日 改正平成20年 12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成22年 6月30日 改正平成23年 3月25日 改正平成24年 6月29日 <u>最終改正平成26年 5月16日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第14号 「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」</p> <p>平成19年 3月14日 改正平成20年 12月26日 改正平成21年 3月27日 改正平成22年 6月30日 改正平成23年 3月25日 <u>最終改正平成24年 6月29日</u> 企業会計基準委員会</p> <p>本適用指針は、平成25年9月13日までに公表された次の 会計基準等による修正が反映されている。 ・ <u>企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」</u>（平 成25年9月13日改正）</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p>1株当たり四半期純損益 <u>（企業結合に係る暫定的な会計処理の確定が行われた場合）</u> 51-3. 四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度</p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p>1株当たり四半期純損益 （新 設）</p>

改正後	改正前
<p><u>の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが反映されている場合は、開示対象期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、当該見直しが反映された後の金額により算定する。</u></p>	
<p><b>重要な企業結合に関する事項 (取得とされた重要な企業結合)</b></p> <p>66. 取得とされた重要な企業結合を行った四半期会計期間において記載が求められる注記には、以下のものを含むこととする。          なお、四半期会計期間において複数の取得とされた企業結合が行われ、個々の企業結合においては重要性が乏しいが、企業結合全体で重要性がある場合には、当該企業結合全体で(1)及び(2)を注記する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同項に定める「実施した会計処理の概要」には、被取得企業等の取得原価及び対価の種類ごとの内訳、発生したのれんに関する事項を記載する。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 発生したのれんに関する事項には、のれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間、また、負ののれんの場合には、負ののれんの金額及び発生原因を記載する。なお、暫定的な会計処理により算定されている場合はその旨も記載することとする。<u>その後、暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においてはその旨を記載することとする。また、暫定的な会計処理の確定に伴い、四半期会計期間の四半期財務諸表と併せて表示される前年度の財務諸表及び前年度における対応する期間の四半期財務諸表に、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、その見直し内容及び金額を注記することとする。</u></p>	<p><b>重要な企業結合に関する事項 (取得とされた重要な企業結合)</b></p> <p>66. 取得とされた重要な企業結合を行った四半期会計期間において記載が求められる注記には、以下のものを含むこととする。          なお、四半期会計期間において複数の取得とされた企業結合が行われ、個々の企業結合においては重要性が乏しいが、企業結合全体で重要性がある場合には、当該企業結合全体で(1)及び(2)を注記する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同項に定める「実施した会計処理の概要」には、被取得企業等の取得原価及び対価の種類ごとの内訳、発生したのれんに関する事項を記載する。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 発生したのれんに関する事項には、のれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間、また、負ののれんの場合には、負ののれんの金額及び発生原因を記載する。なお、暫定的な処理により算定されている場合はその旨も記載することとする。暫定的な処理の確定に伴い、重要な見直しがなされた場合には、<u>四半期会計期間において、その見直し内容及び金額を注記することとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><b>適用時期</b>  <b>(平成 26 年改正適用指針)</b>  <u>81-7. 平成 26 年改正の本適用指針（以下「平成 26 年改正適用指針」という。）の適用時期は、平成 26 年改正の会計基準と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期</b>  (新 設)</p>
<p><b>議 決</b>  <u>82-7. 平成 26 年改正適用指針は第 287 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p><b>議 決</b>  (新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b>  <b>四半期財務諸表の作成基準</b>  <b>開示</b>  <b>注記事項</b>  <b>重要な企業結合に関する事項</b>  <b>(取得とされた重要な企業結合)</b>  <u>104-3. 平成 26 年改正適用指針では、平成 25 年に改正された企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「平成 25 年改正企業結合会計基準」という。）において暫定的な会計処理の確定に関する取扱いが改正されたことを踏まえて、適時性の要請も考慮して、暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においてはその旨の記載を求めることとした。また、比較情報として開示される内容に暫定的な会計処理の確定に伴う取得原価の配分額の重要な見直しが反映されている場合には、一定の注記を求めることとした。</u></p>	<p><b>結論の背景</b>  <b>四半期財務諸表の作成基準</b>  <b>開示</b>  <b>注記事項</b>  (新 設)</p>
<p><b>1 株当たり四半期純損益</b></p>	<p><b>1 株当たり四半期純損益</b></p>

改正後	改正前
<p>107-2. <u>平成 26 年改正適用指針では、平成 25 年改正企業結合会計基準において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に関する取扱いが改正されたことを踏まえて、開示対象期間の 1 株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益を、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが反映された後の金額により算定することとした。</u></p>	<p>(新 設)</p>

以 上